

## 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に関する意見

対応区分

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの又は盛り込む予定のもの

▲：意見の反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

N O	委員名	計画名	資料ページ	意見等	対応 区分	所管の見解	所管
1	栗山委員	環境基本計画		計画運用の合理化ということであれば、環境基本計画と地球温暖化対策実行計画を1つまとめてしまうこともできるが、どのように考えているか。	■	<p>【審議会時回答】</p> <p>環境基本計画は環境施策の大枠としての計画であり、地球温暖化対策と重なる部分は大きい。1つにまとめるという考え方もあるが、今回の改定では、環境施策の中にカーボンニュートラルへの取組を様々な分野でも進めていくことを盛り込むこととした。次のステップとして、統合も含めて検討していきたい。</p> <p>【対応方針】</p> <p>（上述のとおり）</p>	環境都市課
2	栗飯原委員	環境基本計画	52ページ	「市民・事業者の役割」としての記載があるが、（塩化ビニル等ハロゲン系の取扱いなどは）市としてもやっていく必要があり、敢えて「市民・事業者の役割」とする必要がないのではないか。	▲	<p>【審議会時回答】</p> <p>他ページも含めて全体として、「市の役割」・「市民の役割」・「事業者の役割」という形式で構成されており、当該箇所のみを変更することは難しい。</p> <p>【対応方針】</p> <p>上記のとおり、環境基本計画の構成は素案のままとさせていただきます。ご意見いただいた市の役割については、地球温暖化対策基本計画（P49）に市の取組内容として盛り込みました。</p>	環境都市課

N O	委員名	計画名	資料ページ	意見等	対応 区分	所管の見解	所管
3	佐野委員 大塚委員	環境基本計画	第四章	「具体的な取り組み」にてその内容や実施する計画などが記載されているが、抽象的な表現が多く、より具体的な形で記載することが必要ではないか。	▲	<p>【審議会時回答】</p> <p>環境基本計画は、個別の計画を束ねる環境に関する上位の計画となり、より具体的な内容については、個別計画にて管理していくこととなる。</p> <p>【対応方針】</p> <p>上述のとおり、環境基本計画における具体的な記載は困難となりますが、進捗管理においては、当該年度の具体的な取り組み内容について、当審議会に報告いたします。</p>	環境都市課
4	栗山委員	地球温暖化対策実行計画	第4章	第3章の目標は相当大変な目標で、到達は難しいものであるため、第4章の施策だけでは、目標達成には不十分だが、国などの協力も含めて努力を続けていくという表現にした方がいいのではないか。	○	<p>【審議会時回答】</p> <p>市としての取組だけでなく、国の動きも必要となってくることは認識しており、盛り込む形で検討したい。</p> <p>【対応方針】</p> <p>P30取組方針（区域施策編）に盛り込みました。</p>	環境都市課

## < 逗子市地球温暖化対策実行計画 >

### 第4章 1 取組方針（区域施策編） P 3 0

本市は、削減目標の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制のための施策を総合的に推進していきます。しかしながら、当該目標は、非常に厳しい目標設定となっており、目標達成には、1人ひとりの行動変容が不可欠です。市域の自然的・社会的条件や、市民や事業者の省エネ意識も考慮し、1人ひとりが意識を持って行動し、社会全体の行動変容へとつながっていくよう温暖化対策を進めるにあたり、以下の方針に基づき取組を進めていきます。



本市は、削減目標の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制のための施策を総合的に推進していきます。しかしながら、当該目標は、非常に厳しい目標設定となっており、国全体の方針・支援や今後の技術革新等に依るところも大きく、市の取組だけで達成できるものではありませんが、目標達成に向けては、市が率先して積極的かつ継続的に地球温暖化対策を推進する必要があります。市域の自然的・社会的条件や、市民や事業者の省エネ意識も考慮し、1人ひとりが意識を持って行動し、社会全体の行動変容へとつながっていくよう地球温暖化対策を進めるにあたり、以下の方針に基づき取組を進めていきます。

### 第4章 3 事務事業編 （5）施設管理者の取組 ②設備機器等の導入や改修等 その他 P 4 9

（追記）設備機器等の導入や更新時において、環境への負荷の少ない方法を検討する。